



札幌市場経第97号
令和2年(2020年)5月7日

青果部関係団体各位

札幌市中央卸売市場
市場長 片貝



新型コロナウイルス感染防止のための取引方法変更の期間延長について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市場の新型コロナウイルス感染防止対策については、これまでに周知文書等による場内事業者の皆様への注意喚起や水産物部、青果部の取引方法の変更(せり取引を入札又は相対取引へ変更)などの対策を講じてきたところです。

この度、国による緊急事態宣言等の期間が5月末まで延長されることとなり、本市感染症対策会議においても、市内の感染者が依然として増加傾向にあることから、市有施設の休止等の延長を検討するよう指示が出されたところであります。

つきましては、当市場においても、引続き安全・安心な生鮮食料品を安定供給するという市場機能の維持と当市場が感染媒介の場所となることを防止するため、下記のとおり取引方法変更の期間を延長することといたします。

青果部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 取引方法変更の期間延長について

青果部の取引方法変更(せり取引を相対取引に変更)期間を、5月11日(月)から6月2日(火)まで延長することとする。

※ 但し、感染の状況によっては期間を短縮もしくは再延長する場合があります。

2 遵守事項等について

- (1) 市場内では、マスクもしくはマスクに準ずるもの(タオル等)を着用し、咳エチケット、手洗い、消毒にご協力をお願いします。
- (2) 卸売場へ入場をする際は、必ず指定された帽子及び標識を着用してください。
- (3) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (4) 店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (5) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。
- (6) 根拠が曖昧で不確実な情報に惑わされないようお願いいたします。なお、市場内の感染事例については、5月7日(木)時点で、保健所等からの報告もなく、開設者は確認をしておりません。

【本件に関する問い合わせ先】

札幌市中央卸売市場経営支援課 山下・新岡
電話 611-3114